

子ども手当の施行スケジュールについて

3月31日

4月1日

9月30日

児童手当の既受給者

(支給対象児童数約1,135万人)

児童手当
の既受給者

子ども手当の
請求があった
ものとみなす
(申請免除)

子ども手当
の支給
(4、5月分)

※児童手当の2、3月分
も支給

現況届

6月(定例)

新規対象者

(支給対象児童数約453万人)

4月1日において
子ども手当の
支給要件に
該当している者

認定請求
(申請)

子ども手当
の支給
(4、5月分)

請求期間(9月30日までに申請を行えば、4月分から支給)

※上記のほか、公務員分(所属庁から支給)の支給対象児童数は約147万人